

A⑳ 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

評価の着眼点

- 児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。
- 緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- 観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。
- 入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。
- 感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。
- 受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。

(1) 目的

- 本評価基準では、緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。子ども虐待対応の手引き（厚生労働省）では、**生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則**とすべきとしており、**乳児や重度の障害を有する子ども等**は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、その子どもに対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。
- 乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。
- 子どもの生命を守るための緊急一時保護の場合、**子どもの情報がほとんどない場合**もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。
- 緊急一時保護委託の場合は、夜間・休日等に入所してくる場合があります。その場合健康診断等を受けてこられないこともあることから、入所後速やかに医療機関と連携して対応を図ることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設が緊急一時保護委託を受ける**体制が整備**され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、**事業計画等への記載**とともに記録等で確認します。

(子どもの“人としての尊厳”確保)

緊急一時保護を受け入れ

事業計画マニュアル等への記載

生命に関わるなど重大な事件が発生する

前の対応を進めるうえで、

休日や夜間に関わりなくできる限り

速やかに対応する事を原則

子どもの情報がほとんどない

乳児や重度の障害を有する子ども

感染症や潜伏期間等への対応

「観察期間」の実施を順守

医療機関との連携

多職種による連携したアセスメント